

令和元年度生活保護基準の改定等について

令和元年度の生活保護制度については、10月1日からの生活保護基準の見直し、生活保護実施要領の改定が実施されます。

1 生活保護基準の改定

生活保護基準については、平成29年度に国の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、平成30年度から3回に分け段階的に見直すこととしており、激変緩和のために、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるように、個々の世帯での生活扶助、母子加算等の減額幅を、平成29年度の基準からマイナス5%以内にとどめ、3年間をかけて段階的に実施されます。

今年度は、段階的な見直しの2回目となりますが、10月からの消費税率が8%から10%へ引き上げの影響を含む社会経済情勢を総合的に勘案して、生活保護基準が1.9%引き上げられます。

<主な改定内容>

(1) 生活扶助

①基準額

第1類、第2類について改定が行われました。基準額が1.4%引き上げられましたが、平成30年度より3回にわたって段階的に行う改定の2年目をあわせて実施しているため、年齢や世帯構成によっては減額となり、一律に増額となっていません。減額となる場合でも、平成29年度の基準から、個々の世帯の最低生活費の減額幅がマイナス5%以内にとどまるよう経過的加算が設けられています。

②救護施設等入所者（1級地）（月額）

種 類		平成30年度	令和元年度
基準額	救護施設	62,940円	64,140円
	更生施設	66,680円	67,950円

③入院患者日用品費（月額）

種 類	平成30年度	令和元年度
基準額	22,680円以内	23,110円以内

④介護施設入所者基本生活費（月額）

種 類	平成30年度	令和元年度
基準額	9,690円以内	9,880円以内

(2) 加算関係 (月額)

種 類		平成 30 年度	令和元年度	
妊産婦加算	妊婦	妊娠 6 か月未満	8,960 円	9,130 円
		妊娠 6 か月以上	13,530 円	13,790 円
	産婦 (1 級地)		8,320 円	8,480 円
障害者加算	障 1・2 級	在宅 (1 級地)	26,310 円	26,810 円
		入院・入所	21,890 円	22,310 円
	障 3 級	在宅 (1 級地)	17,530 円	17,870 円
		入院・入所	14,590 円	14,870 円
	介護人		70,190 円以内	70,190 円以内
	介護人 (特別基準)		105,290 円以内	105,290 円以内
	重度障害者 (7 月 1 日から)		14,650 円	14,790 円
	特別介護料 (世帯員) (7 月 1 日から)		12,290 円	12,410 円
介護施設入所者加算		9,690 円以内	9,880 円以内	
在宅患者加算		13,020 円	13,270 円	
放射線障害者加算	治療中	43,460 円	43,630 円	
	治癒	21,730 円	21,820 円	

(3) 母子加算、児童養育加算 (月額)

母子加算及び児童養育加算については、平成 30 年度保護基準の改定において、今後 3 年間の基準額が定められていましたが、今回の見直しにおいて、昨年度定めた金額から引き上げを行います。

種 類		平成 30 年度		令和元年度	
		H30 年 10 月以降	R 元年 10 月以降		
母子加算	子ども 1 人	21,400 円	19,900 円	20,300 円	
	子ども 2 人	24,200 円	23,700 円	24,200 円	
	3 人目以上に加算する額	1,600 円	2,200 円	2,300 円	
児童養育加算	第 1、2 子	3 歳未満	13,300 円	11,600 円	11,820 円
		3 歳以上 18 歳まで	10,000 円	10,000 円	10,190 円
	第 3 子以降	小学校卒業前の子	13,300 円	11,600 円	11,820 円
		小学校卒業後高等学校等卒業前の子	10,000 円	10,000 円	10,190 円

(4) 出産扶助

種 類	平成 30 年度	令和元年度
一般基準額 (施設分べん)	295,000 円以内	295,000 円以内
衛生材料費	5,800 円以内	6,000 円以内

(5) 教育扶助

種 類		平成 30 年度	令和元年度
小学校	基準額（月額）	2,600 円	2,600 円
	学習支援費（年間上限額）	15,700 円以内	16,000 円以内
	学級費等（月額）	830 円以内	850 円以内
中学校	基準額（月額）	5,000 円	5,100 円
	学習支援費（年間上限額）	58,700 円以内	59,800 円以内
	学級費等（月額）	750 円以内	770 円以内

(6) 生業扶助

種 類		平成 30 年度	令和元年度	
生業費		46,000 円以内	47,000 円以内	
技能習得費	技能習得費	80,000 円以内	81,000 円以内	
	高等学校等就学費	基本額（月額）	5,200 円以内	5,300 円以内
		学習支援費（年間上限額）	83,000 円以内	84,600 円以内
		学級費等（月額）	1,750 円以内	1,780 円以内
就職支度費		31,000 円以内	32,000 円以内	

(7) 葬祭扶助（1級地）

種 類	平成 30 年度	令和元年度
大人	206,000 円以内	209,000 円以内
小人	164,800 円以内	167,200 円以内

(8) 冬季加算（Ⅵ区 11月～3月）（月額）

種 類		平成 30 年度	令和元年度
居宅基準	1 人	2,580 円	2,630 円
	2 人	3,660 円	3,730 円
	3 人	4,160 円	4,240 円
	4 人	4,490 円	4,580 円
	5 人	4,620 円	4,710 円
教護施設等	救護施設	2,010 円	2,050 円
	更生施設	2,010 円	2,050 円
入院患者		980 円	1,000 円
介護施設入所者		980 円	1,000 円

※傷病・障害等による療養や常時の介護を必要とするため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者、又は乳児（1歳未満）がいる世帯では、居宅基準における冬季加算が上記の1.3倍額になります。

2 生活保護基準見直しに伴い他制度に生じる影響への港区対応方針について

区は、今回の生活保護基準の見直しに伴い、他の負担軽減制度に生じる影響について、国の基本的考え方、対応方針に基づき、生活保護が廃止され、生活保護受給を要件とする負担軽減制度が受けられなくなる世帯、及び生活保護基準を算定基礎とする負担軽減制度が受けられなくなる世帯に該当するものに対し、港区対応方針を定め対応することとします。

3 今後のスケジュール

令和元年	9月下旬	生活保護受給者へ保護決定通知書を送付
	10月1日	生活保護基準見直し及び対応方針の実施

標準世帯の例（1級地—1の月額）

単位：円

《夫婦3人世帯：33歳、29歳、4歳》

	平成30年度	令和元年度	差
生活扶助（注1）	157,170	158,210	1,040
住宅扶助	81,000	81,000	0
合計	238,170	240,980	1,040
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。		

注1 生活扶助の額には、児童養育加算を含み、冬季加算を含まない。

注2 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

《高齢者単身世帯：68歳》

	平成30年度	令和元年度	差
生活扶助（注1）	78,470	78,230	△240
住宅扶助	69,800	69,800	0
合計	148,270	148,030	△240
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。		

注1 生活扶助の額には、冬季加算を含まない。

《母子2人世帯：30歳、4歳》

	平成30年度	令和元年度	差
生活扶助（注1）	145,020	148,650	3,630
住宅扶助	75,000	75,000	0
合計	220,020	223,650	3,630
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。		

注1 生活扶助の額には、母子加算、児童養育加算を含み、冬季加算を含まない。

注2 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学習支援費、学用品費、教材代等が別途給付される。

《高齢者 2 人世帯：75 歳、68 歳》

	平成 30 年度	令和元年度	差
生活扶助 (注 1)	114,600	116,180	1,580
住宅扶助	75,000	75,000	0
合計	189,600	191,180	1,580
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ 給付される。		

注 1 生活扶助の額には、冬季加算を含まない。

《母子 3 人世帯：48 歳、17 歳、14 歳》

	平成 30 年度	令和元年度	差
生活扶助 (1 類・2 類)	160,300	160,160	△140
(母子加算)	24,200	24,200	0
(児童養育加算)	20,000	20,380	380
住宅扶助	81,000	81,000	0
教育扶助	5,750	5,870	120
生業扶助	6,950	7,080	130
合計	298,200	298,690	490
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ 給付される。		

注 1 生活扶助の額には、冬季加算を含まない。

注 2 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学習支援費、学用品費、教材代等が別途給付される。